

『頼政記』の成立

——『平家物語』諸本との関係——

早川厚一

一 はじめに

『頼政記』について考えてみよう。『頼政記』が、『平家物語』の一部の本文を留める零本であることについては、既に高橋伸幸⁽¹⁾が指摘するとおりである。つまり、『頼政記』は、『頼政記』と言う題名にもかかわらず、以仁王の乱にまつわる源頼政挙兵譚の抜書ではない。物語は、当然含まれるべき頼政の自害記事、南都に逃走途中の以仁王の討死記事・南都騒動記事を欠き、『源平盛衰記』(以下、盛衰記と略称)で言えば、巻十五「相形」「登乗」記事から唐突に始まり、以仁王に加担した三井寺や南都の悪僧を召すべきことが話し合われたとする記事で終わる。以上のこの物語の記事構成からすれば、『頼政記』という題名は、後人により付されたもので、巻の途中の、いずれも前と後を欠いた零本と考えて良からう。

さて、本稿では、『頼政記』と、『平家物語』諸本、その中でも特に『頼政記』との関係が深いと考えられる延慶本と盛衰記との関係について検討するが、高橋氏作成の校異表に明らかかなように、『頼政記』は、基本的には盛衰記に一番近く、一部が延慶本に近い。とすれば、

『頼政記』は、盛衰記成立以前の形態を留めるともされる平家物語「長門切」の成立を考える際の、貴重な資料の一つともなりうるのか、あるいは、盛衰記に延慶本本文を部分的に取り込んだ後出本文とみなすべきか、その検証を以下行う。

二 『頼政記』の古態の記事

初めに、盛衰記⁽²⁾・『頼政記』⁽³⁾が、延慶本⁽⁴⁾より古態を留めていると考えられる箇所を指摘しよう。以下は、「サモ可然一人ハ必ず、相人ニ非レドモ、皆カクコソヲハスレ」(『延』巻四一七三オ)として引かれる例話の一つである。

- ・六条ノ右大臣、白河院ヲ、「御命ハカナク渡ラセ給ベシ。頓死ノ相ヲハシマス」ト申サレタリケリ(延慶本巻四一七三オ)
- ・六條右大臣ハ白河院ヲ見進テ、「御命ハ長ク渡ラセ給ベキガ、頓ノ御相御坐」ト申タリケルモ違ハザリケリ(盛衰記2一四六九ノ四七〇頁)
- ・六条右大臣ハ白河院ヲ、「御命ハ長ク渡セ給ベキガ、頓死ノ相御坐」

ト申タリケルモ不違ケリ(『頼政記』五二〇頁)

傍線部が問題とする箇所である。延慶本によれば、六条右大臣顕房は、白河院の命はまもなく尽き、それも頓死であることを占った意となるが、ここは、盛衰記や『頼政記』のように、白河院は、長命ではいらっしやるが、頓死の相があることを占ったとする形が良い。この点は、同話を引く『古事談』からも確認できる。恐らくは、「御命はなかく」を、「御命はかなく」と誤解したことから生じた本文だろう。次は、延慶本や『頼政記』が、盛衰記より古態を留めていると考えられる箇所を指摘しよう。

- ・三位殿ヲバ、女院殊ニ召仕ハセ給ツ、隔ナキ御事ニテ有ケレバ、難去一思食ケリ。此宮達ヲモ女院只御子ノ如ニテ、御衾ノ下ヨリオ、シタテマツラセ給ヘリ。糸惜、悲キ御事ニゾ被思食ケル。高倉ノ宮、謀叛ノ聞エヲハシマシテ、失サセ給ヌト聞召ケルヨリ、此宮達マデモイカニト思食ケルヨリ、御心迷テ、供御モマイラズ。只御涙ノミセキアヘズ(延慶本七三ウ〜七四オ)

- ・彼三位局ヲバ、女院殊ニ隔ナキ御事ニ思召レケレバ、此宮達ヲモ御衣ノ下ヨリ生立進セ給テ、御イトヲシキ御事ニゾ思召ケル。宮御謀叛起シテ失サセ給ヌト聞召シヨリ、御子達モ御心迷シテ、ツヤノ貢御モ進ラズ、唯御涙ニ咽バセ給ケリ(盛衰記2—四七二頁)

- ・三位殿ヲバ、女院コトニ無隔御事ニテ難去被思食ケリ。サレバ此宮達ヲバ御衣ノ下ヨリ生立マイラセテ、殊糸惜御事ニゾ思食ケルニ、高倉宮カク失サセ給ヌト聞食ケルヨリ、御子ノ宮達マデモイカニト御心迷シテ、ツヤノ貢御モマイラズ。只御涙ニノミゾ咽セ給ケル(『頼政記』五二〇頁)

(一)

それぞれの傍線部が問題となる箇所。八条院は、生まれた時から世話をしてきた以仁王の子供達を愛おしくお思いになっていたが、以仁王が討ち取られたことをお聞きになられてからは、子供達にまで追及の手が及ぶのではないかとご心配になり、食事もおとりにならず、ただ涙にくれるばかりであったの意。延慶本・『頼政記』は、そのように解しうる。掲出はしないが、四部本(二一四頁)⁵⁾も同様に解しうる。ところが、盛衰記の場合は、「御息モ」とするように、傍線部の主語を、子供達と誤る。盛衰記には、誤読による改変の手が加わっていると見られる。

次は、延慶本に近似する『頼政記』が、四部本や盛衰記より古態を留めている可能性を指摘する。

- ・大将の許より、「何かに何かに」と申されければ、其れに随ひて、中納言も亦迫め奉る。「少し佐もやと聞こし食す事有り」とて、同じ様なる少なき者を御尋ね有り、頼盛に出だされたりけれども、之を用ひたまはず。尚迫め申されければ、宮を終に出だし奉らる(四部本二一五頁)

- ・大将ノ御許ヨリ使頻リニハセ参リテ、「イカニノ」ト被申ケレバ、ソレニ随テ、中納言モシキリニ責奉ル。「少シサモヤト聞食出事アリ。御尋有」トテ、年程同様ナル少者ヲ迎ヘ寄ツ、「尋出シ奉リタリ」トテ、宮ヲツキニ渡シ奉ラル(延慶本卷四—七五オ〜七五ウ)
- ・大将ノ御許ヨリ、「如何々々」ト使頻ニ申ケレバ、頼盛モ打ソヘ被申ケリ。女院ハ少シサモヤト聞食御事有テ、同ジ御年程ナル少者ヲ尋サセ給ケレ共、大方ナカリケレバ、力及バセ給ハデ、若宮ヲ奉渡ケリ(盛衰記2—四七三〜四七四頁)

・大将ノ許ヨリ「イカニく」ト使頻ケレバ、中納言モ打副ヘ被申ケリ。女院ハ、「スコシサモヤト聞食事アリ。御尋アルベキ也」トテ、同御年ホドナル少キ者ヲ迎サセ給テ、尋出タル躰ニテ、終ニ宮ヲ渡奉ラル（『頼政記』五二頁）

大将宗盛から、八条院のもとに、以仁王の子供を出すようにとの矢継ぎ早の催促もあり、中納言頼盛も、それに応じ督促する。ここまでは、いずれの諸本も変わらない。ただ、この後が、いずれの諸本も分りづらい。

まず、初めに、延慶本は、「宮様のことではないかとちょっとお聞きすることがありまして、お尋ねになりました」と言っ、宮と年の程がほぼ同じ少年を迎えて、「お探し申しました」と言い、宮をついにはお渡し申し上げたの意か。というのは、先の探索の際、頼盛に對して、「カ、ル世ノ周章ノ聞エシヨリ、此御所ニハオハシマサズ。御乳ノ人ナドガ心少ク見進セテ、失ニケルニコソ。イツクトモユクエモシラズ」（七四ウ）と言った手前、ここは、宮を外から迎えた後渡したかのように取り繕ったと解するのだろうか。この延慶本と同様に解するのが『頼政記』で、「尋出タル躰ニテ」とあることから明らかとなる⁽⁷⁾。

に対して、四部本の場合は、宮と同じような少年を捜し出し、頼盛に差し出したが見破られ、なおも督促されたため、仕方なく宮を差し出したとするのだろうか。また、盛衰記の場合は、宮と同じ年格好の少年を捜させたけれど捜し出せなかったため、仕方なく宮を差し出したとするのだろうか。つまり、四部本や盛衰記の場合も、先に「斯かる世の乱れと聞こえし暁より、是には御在さず。御乳母など心少く具し

奉り、失せたるにこそ。何路とも行末を知らず」（四部本二一四頁）との言は記すものの、その言葉を取り繕うためではなく、窮余の策として宮と同じ年格好の少年を捜そうとしたものの、失敗したと記すのだろうか。

恐らくは、延慶本や『頼政記』に見る形が本来の形で、その意図を読み取れず、改変した形が四部本や盛衰記ではなからうか。

三 『頼政記』の後出的記事

初めに、『頼政記』の本文が、盛衰記に延慶本本文を取り込んで形成されていることを示す箇所を検討しよう。

・大将モ奉見給テハ、涙ヲ拭ヒ給ヘバ、宮モナニト思食ケルヤラム、打涙グマセ給ケルゾラウタキ。「女院ノ御懷ヨリ奉養ニテ、歎思食ル、心苦シサ」ナド、中納言カキクドキ細々ト被申ケレバ、大将モ入道ニ不斜²被申ケル間（延慶本七六〇〜七六ウ）

・宮ハ波羅ニ入セ給タリケレバ、大将出¹自見進テ、哀ナル御事ニ奉思涙、御痛ク御心苦思進セ候。コトナル御事ナキ様ニ、御計モアレカシ」ト宣ヘバ、大将又此趣ヲ入道ニ口説被申ケレバ（盛衰記2—四七五頁）

・宮ハ波羅ニ入セ給タリケレバ、大将出¹合セ候テ見奉セテ、哀ニ被思食ケルニヤ、涙ヲヲシノゴヒ給ケレバ、宮モイカニト思食ケルニヤ、同ク御涙ヲ流サセ給ケリ。「女院ノ御懷ノ中ヨリ養立奉セ給テ

歎^セ給^ル御事ノ心苦^ク候^ニ、無^ニ殊^シ事^ト御計^モヤ有^ベキト、大将^ニカキ
クド^キ被^レ申^ケレバ、大将^又入^道ニ能^ク被^レ申^タリケレバ、〔『頼政記』
五二二頁〕

『頼政記』の本文が、波線部の延慶本本文と、実線部の盛衰記本文と、鎖線部のどちらに依拠するとも言い難い本文との取り合わせ本文であることが分かる。そのことが更に鮮明となるのは、「女院ノ御懐ノ中ヨリ養立奉^セ給^テ」の語主は、延慶本や盛衰記の二重波線部に見るように、頼盛だが、『頼政記』には話主の記載がないため、不明確になってしまっている点である。この事例は、『頼政記』が、盛衰記本文をベースとして延慶本本文を取り込む際、話主の記載を落とし、ため不明瞭な本文になってしまったと考えられる。

次に、前話の六波羅に引き渡された以仁王の子道尊話に続いて引かれる、延慶本と『頼政記』の記事とを検討しよう。

- ・①院ノ御子達皆御出家アリシニ、此宮ノ心トク御出家ダニモアリセバ、能^リナマシ。無^由ニ御元服ノ有^ケルコソ、返^々モ心ウケレ。猶^{御子}ハヲハシマスト聞ユ。②一人ハ、高倉宮ノ御乳母ノ夫、讃岐前司重季奉^具テ、北国へ落下給^ヘリシヲバ、木曾モテナシ奉^テ、越中国宮崎ト云所ニ御所ヲ立^テ居奉^リツ、御元服アリケレバ、木曾ノ宮トゾ申ケル。又ハ還俗ノ宮トモ申ケリ(延慶本七五ハウ〔七七〇〕)
- ・③又殷富門院ノ女房ノ御腹ニ、若宮姫宮御坐ケリ。若宮ハ御出家アリケレバ、後安居院ノ宮トゾ申ケル。東寺ノ一ノ長者也。姫宮ヲバ野依ノ宮トゾ申ケル。又南都ニモ御子御坐ト聞ユ。盛興寺宮ヲバ書写宮トゾ申ケル。④此外御子一人ヲバ、高倉宮ノ御乳人讃岐前司重季ガ北国へ具下マイラセタリケルヲ、木曾ガモテナシマイラセテ、

越中国宮崎ト云所ニ御所ヲ造^テスエマイラセツ、御元服アリケレバ、木曾ガ宮トゾ申ケル。⑤凡此高倉ノ宮モカズノ外ノ宮ナレバ、御出家ダニモアリセバヨカラマシ、無^由ニ御元服ノアリテ、君達マデモカ、ルウキ目ヲ御覽ゼラル、トゾ申ケル。⑥夫不患位之不尊不患徳之不崇不恥^テ禄之不彰^テ不恥^テ智之不転トモ申。ヨクノ御案ノアルベカリケルモノヲトゾ覚シ〔『頼政記』五二二～五二三頁〕

なお、延慶本の記事は、四部本に近似し、『頼政記』の記事は、盛衰記に近似する。延慶本は次のように記す。後白河院の御子達は皆出家されたのに、以仁王がもっと早く出家なされておられたならば良かったものを。御元服なされたのがなんとしても嘆かわしいとして、次に、道尊以外にも、以仁王には、御子がおられるとして、木曾宮を紹介する。

一方、『頼政記』は、次のように記す。先ず、③で、道尊以外の以仁王の御子を紹介し、④(延慶本の②に一致)では、更にそれ以外の御子として木曾が宮を紹介する。次に⑤では、延慶本の①に該当する記事を引いた後、延慶本にはない記事「君達マデモカ、ルウキ目ヲ御覽ゼラル、トゾ申ケル」と記すが、その前に、道尊以外、「カ、ルウキ目」に該当する記事はなく、不整合を来している。本文改変の際の過失と考えられよう。さらに、『頼政記』の独自記事⑥も、盛衰記の別の巻から取り込んだ記事と考えられる。同記事が、盛衰記卷四十三の「安徳帝不吉瑞」に引かれる別記文に見られる。

・不患位之不貴、而患徳之不崇、不恥^テ禄之不彰、而恥^テ智之不博云トイヘリ。先帝モ猶帝徳ノ至マシマサバ、リケルヲ、入道横ニ計申タレバ、懸不思議多シテ、天下モ不治。終ニ亡御座ケリトゾ申ケル(盛衰記

6—187頁)

安徳天皇即位後、様々な不思議が続き、ついには壇の浦に身を沈めることになったのは、祖父清盛が、高倉天皇を退位させ、安徳天皇を強引に即位させた平家の悪行が、天地の心にも違い、冥慮の恵にも背いたからだとして、掲出の別記文が引かれている。この内の「不患位之不貴：」の句は、『後漢書』の張衡列伝第四十九に載る。

・君子不患位之不尊、而患德之不崇。不恥禄之不夥、而恥智之不博（君子は位の尊からざることを患ひとせず、徳の崇からざることを患ひとす。禄の夥おほからざることを恥とせず、智の博からざることを恥とす）（『全譯後漢書 列伝五』五七四〜五七六頁。汲古書院 二〇〇八・11）

もともとは、盛衰記のように、帝徳の欠けた安徳天皇の即位を批判する記事の中に引かれていた句を、即位の野望を持つ以仁王が、出家もせず、かかる乱を引き起こしたことを批判する記事に転用したのだろう。

次に続く記事は、そうした以仁王批判記事の一貫として、賢王聖王の子であった前中書王兼明親王、後中書王具平親王は、共に才智才芸に恵まれた方であったが、即位できなかったからといって謀反を起こされることはなかったという記事を紹介して、延慶本・盛衰記は、さらに詳細な前中書王の話を引く⁹⁾。

そして、次に問題にしたいのは、続いて以仁王批判の例証話として引かれる後三条院の第三皇子輔仁親王話についてである。後三条院は、大変な賢人であった輔仁親王を、白河天皇の二宮実仁の即位後に立太子するよう遺言した。しかし、東宮実仁が十五歳で夭折した折も、輔

仁の立太子の沙汰はなかった。以下続く記事を、延慶本・盛衰記・『頼政記』に見てみよう。

・承保元年十一月十二日、白河院一宮敦文親王御誕生。今上后腹ノ第一ノ皇子ニテ御坐シカバ、①無左右ニ立給ヘリシ間、其沙汰無テワタラセ給シカドモ、敦文親王、承暦元年八月六日、御歳四歳ニシテ失給ヘリ。同三年七月九日、六条右大臣顕房公御娘ノ御腹ニ堀河院御誕生。同年十一月三日、親王ノ宣旨ヲ被下タリケレドモ、②太子ニハ立給ハズ。「此等ハ三宮ノ御事、後三条院ノ御遺言ヲ畏サセ給故」トゾ、古キ人ハ申侍シ。雖然応徳三年十一月廿八日、御年八歳ニシテ譲ヲ得サセ給。ヤガテ同日、春宮トス。善仁王是也。

③太子ニモ立給ハズ、親王ニテゾ御位ニ即セ給ケル（延慶本八一〇〜八一ウ）

・承保元年十二月十六日ニ、白川院ノ一宮敦文親王御誕生、今上后腹ノ一御子ニテ御座シカバ、太子ニ立セ給ベカリシカ共、承暦元年八月六日、御トシ四歳ニテ失給ケリ。同三年七月七日、堀河院御誕生アリ。同年十一月三日、親王ノ宣旨ヲ下サレニケレバ、左ニ右ニ三宮被引違給ヘリ。堀河院モ八歳マデ太子ニモ立セ給ハズ、親王ニテ、応徳三年十一月廿六日ニ、受御讓サセ給テ、聽其日春宮ニ立セ給（盛衰記 2—148六頁）

・承保元年十二月十六日ニ、白河院ノ一宮敦文親王御誕生。今上后腹ノ一御子ニテ御坐シカバ、是ヲ太子ニハト人々被思ケレドモ太子ノ沙汰ナシ。三宮イカナルベキヤラムト御ムネハタラカセ給ケルニ、承暦元年八月廿六日、御年四歳ニテ失給ニケリ。三宮今ハト被思食ケルニ同三年七月七日、堀河院御誕生アリ。同年十一月三日、親王

ノ宣旨被下ニケレバ、トニカクニ三宮引違ラレ給ヘリ。堀河院モ八歳マデ太子ニモタ、セ給ハズ、親王ニテ、応徳三年十一月廿六日ニ、御譲ヲ請サセ給テ、ヤガテ其日、春宮ニ立セ給ヒ（『頼政記』五二二頁）

記録類等で確認すれば、皇子敦文の誕生は、承保元年十二月二十六日、薨去は承暦元年九月六日、堀河天皇の誕生は、承暦三年七月九日、同年十一月三日親王宣下、応徳三年十一月二十六日立太子、同日踐祚というように、延慶本・盛衰記・『頼政記』には、史実との食い違いがいくつか目に付く。

三本の問題点を、延慶本から順次検討していこう。延慶本の①は、敦文親王は、白河天皇の第一皇子であったので、問題なく太子にお立ちになられたので、輔仁親王には立太子の沙汰もなくいらっしやったがの意となろうか。しかし、敦文立太子の記録は見いだせないし、延慶本の独自異文②では、白河院は、後三条院の遺言を恐れて、堀河天皇誕生の折、親王の宣旨を下したのみで、太子に立てなかったとあることから、ここは、盛衰記に見るように、「立たせ給ふべかりしが(かども)⁽¹⁰⁾」などとあったものが、誤写された可能性があろう。また、③によれば、堀河天皇は、立太子もせず、親王のまま即位し、同日に春宮となったとする⁽¹¹⁾。つまり、延慶本の輔仁説話では、白河院は、後三条院の遺言を恐れて、敦文や堀河の立太子には躊躇し、堀河天皇の即位の時も、親王のまま即位させて、同日に春宮にしたと解するのであろう。そして、③に限って言えば、盛衰記と『頼政記』も、二重傍線部に見るように、同様に解している。しかし、盛衰記と『頼政記』は、延慶本の②に該当する部分を、鎖線部分に見るように、堀河には、親

王の宣旨が下されたため、輔仁は「引違ラレ給ヘリ」と言うように、失意に沈む輔仁に焦点を合わせて記す。さらに、『頼政記』は、敦文の誕生、敦文の死、堀河の誕生と、輔仁の悲喜相交えての思いに焦点を合わせて記そうとするのだろう。

以上をまとめれば次のようになる。後三条院の遺言を恐れて、宮の立太子になかなか踏み切れない白河院に焦点を合わせて記すのが延慶本、そうした叙述姿勢を一方で見せながら、失意に沈む輔仁に焦点を合わせて記すのが、盛衰記と『頼政記』、その中でも、白河院の皇子の誕生や死に一喜一憂する輔仁の思いに、さらに焦点を合わせて記し直したのが『頼政記』だろう。

さらに前の記事に続く次の記事にも、次のようなことが指摘し得よう。

・②寛治元年六月二日、陽明門院ニテ御元服ハ有シカドモ、太子ノ沙汰ニモ及バズ。③康和五年正月十八日ニ、鳥羽院御誕生アリシカバ、イツシカ其年ノ八月十七日ニ、太子ニ立セ給ニシカバ、三宮ハ思召切テ、仁和寺ノ花園ト云所ニ籠居セサセ給タリケルニ…白河院ノ御子ノ全子ノ内親王ヲバ、二条ノ大宮トゾ申ケル。④鳥羽院ノ位ニ即セ給ケルニ(延慶本八一ウ〜八四オ)

・①寛治三年正月五日、御年十一ニテ御元服有ケリ。三宮ハ御位コソ不叶共、太子ニモト思召ケルニ、②寛治元年六月二日、三宮陽明門院ニテ御元服有シニ、太子ノ御沙汰ニモ及バザリシカバ、輔仁親王御位空シテ、仁和寺ノ花園ト云所ニ住セ給ケリ…白川院ノ御子全子内親王ヲバ、二条皇太后宮トゾ申ケル。④鳥羽院ハ康和五年正月十六日ニ御誕生、同八月十七日ニ春宮ニ立セ給テ、嘉承二年七

月十九日、御年五歳ニテ位ニ即セ給ケレバ（盛衰記2—四八六—
四九一頁）

・①寛治三年正月五日、御歳十一ニテ御元服アリケリ。三宮ハ御位ニ
コソ叶ハズトモ、太子ニモト責テハ被思食ケレドモ、終ニ不叶。②
寛治三年六月二日、三宮陽明門院ニテ御元服アリシカドモ、③康利
五年正月廿六日鳥羽院御誕生アリテ、同年八月十七日春宮ニタ、セ
給ニシカバ、三宮太子ノ御沙汰ニモ不及。其後者思食切セ給ニケリ。
何計カ無本意モ被思食ケム。サレドモ、仁和寺ノ花園ト云所ニ住セ
給ケルニ；白河院ノ御子全子内親王ヲバ、二条ノ皇太后宮トゾ申ケ
ル。④鳥羽院ハ康和五年正月十六日ニ御誕生、同八月十七日ニ春宮
ニ立セ給フ。嘉承二年七月十九日、御年五歳ニテ位ニ即セ給タリケ
レバ（『頼政記』五二—五三頁）

初めに、延慶本の本文の検討に入ろう。延慶本は、①の寛治三年
（二〇八九）正月五日、堀河天皇十一歳での元服記事を欠き（『一代要
記』に記載有り）、②の輔仁の元服記事から始める。『頼政記』は、そ
れを寛治三年のこととするが、延慶本・盛衰記の寛治元年六月二日の
こととするのが良い（『百練抄』）。延慶本が、①を欠くのは、その前
の記事が、前項で扱った応徳三年（二〇八六）十一月に、堀河天皇は
親王のまま即位したという記事であり、延慶本の②の記事は、主語が
輔仁とは明記されず、唐突の感があることから、延慶本が脱落させた
かとも考えられる。しかし、①を含む盛衰記の場合、寛治三年の堀河
天皇の元服の折に、輔仁は即位は叶わぬとも、せめて立太子ぐらいは
と思っていたところ、寛治元年に輔仁は元服はしたものの、立太子の
沙汰もないため、仁和寺の花園に籠居したというのでは、全く意をな

さない。

一方、『頼政記』は、②の記事を、寛治三年のこととするが、それ
は、時間が遡及して、①の記事に続かないための改変であって、原初
形態ではない。ここは、延慶本に、②の記事が、輔仁のこととすぐ
は読み取りがたいという瑕疵はあるものの、前年の堀河天皇の即位に
続き、翌年に輔仁の元服があったが、立太子の沙汰もないまま、康和
五年（一一〇三）に、後の鳥羽天皇が誕生し、立太子もあったため、
輔仁は失意の余り、仁和寺の花園に籠居したと続く形が先行形態だろ
う。

一方、盛衰記や『頼政記』が、①の記事を増補したのは、前項で指
摘したように、即位を望むものの、立太子も叶わない中、失意に沈む
輔仁に焦点を合わせて描こうとしたためと考えられる。

今一つの問題は、③と④の問題である。盛衰記は、③の記事を欠く
ため、輔仁は、寛治元年（二〇八七）の時点で即位を諦め、仁和寺の
花園に籠居したことになる。その点、延慶本では、遙か後の康和五年
（一一〇三）に、のちの鳥羽天皇が誕生し、同年に立太子したため、
輔仁は籠居したことになる。果たして、盛衰記と延慶本のどちらに古
態が認められようか。その答えを導く鍵が、『頼政記』にある。

『頼政記』には、③④の実線部に見るように、鳥羽天皇の誕生記事
と立太子記事が重複している。その点、延慶本は、④の部分は、盛衰
記④の実線部を欠く形で記され、重複することはない。

以上からすれば、『頼政記』は、盛衰記本文をベースとしながらも、
そこに延慶本本文を取り込んだため、先に指摘したような不整合本文
が生じたと考えられる。

さらに、前項に続く記事を検討しよう。

- ①此宮ノ御子花園左大臣ヲ、白河院ノ御前ニテ御元服セサセ進セテ、源氏ノ姓ヲ賜ラセ給テ、無位ヨリ一度ニ三位シツ、廳中將ニ成奉ラレタリケルハ、輔仁ノ親王ノ御愁ヲ休メ、且ハ後三条院ノ御遺言ヲ恐サセ給ケル故トカヤ。一世ノ源氏、無位ヨリ三位シ給シ事ハ、嵯峨天皇ノ御子陽院ノ大納言定卿ノ外ハ不承及。②冷泉院御位ノ時、ウツ、御心モ無ク、物狂シクノミ御座ケレバ：搦器モ笞杖モ一時ニクダケ破レニケリ。③白河院ノ御子ノ全子ノ内親王ヲバ、二条ノ大宮トゾ申ケル。：永久元年十月ノ比落書有ケリ。「醍醐ノ勝覚僧都ノ童ニ千寿丸ト申ガ、人ノ語ニヨリテ、君ヲ犯シマイラセムトテ、常ニ内裏ニタ、ズミアリク」ト申ケリ。：④此ヲバ非職ノ輩、オホケナキ事ヲ思企タリケリ。今ノ三位入道ノ思立レケムハ、是ニハ似ルベキ事ナラネドモ、遂ニ前途ヲ不達シテ、宮ヲ失ヒ奉リ、我身モ滅ヌル事コソ、返タモアサマシケレ（延慶本八二ウ、八五ウ）
- ・①三宮ノ御子花園左大臣有仁ヲ、白川院ノ御前ニテ元服セサセ進セ、源氏ノ姓ヲ奉ラセ給テ、無位ヨリ一度ニ三位シテ、ヤガテ中将ニナシ奉ケリ。是ハ三宮輔仁親王ノ御怨ヲ休奉リ、又後三條院ノ御遺言ヲモ恐サセ給ケルニコソ。一世ノ源氏無位ヨリ三位シ給事ハ、嵯峨天皇ノ御子陽院大納言定卿ノ外無其例。②冷泉院御位ノ時、覺御心モナク、御物狂ハシクノミ御座ケレバ：搦器モ笞杖モ折碎テコソ失ニケレ。③白川院ノ御子全子内親王ヲバ、二條皇太后宮トゾ申ケル：永久元年十月ノ比落書アリ。折節恠童ノ有ケルヲ擲テ問ケレバ、「醍醐ノ勝覚僧都ノ童千手丸也。人ノ語ニ依テ、侵君進セント

テ、常ニ内裏ニタ、ズムナリ」トゾ申ケル。：④昔モ浅増キ様アリケレ共、及子孫事ハナカリキ。高倉宮討レサセ給ヌレバ、今ハ何條事カハ有ベキナレドモ、小宮々モ角成セ給ケルコソ糸惜ケレ（盛衰記四八七、四九二頁）

- ・①此宮ノ御子花園ノ左大臣有仁ヲ、白河院ノ御前ニテ元服セサセ奉セツ、源氏ノ姓ヲ給セテ、無位ヨリ一度ニ三位シテ、ヤガテ中将ニ成シ奉ラレケリ。是ハ三宮輔仁ノ親王ノ御怨ヲモ休メ奉リ、又後三條院ノ遺言ヲモヲチサセ給ケルニコソ。一世ノ源氏無位ヨリ三位シ給フ事ハ、嵯峨天皇ノ御子、揚成院ノ大納言定卿ノ外其例無トゾ承ル。③白河院ノ御子全子内親王ヲバ、二条ノ皇太后宮トゾ申ケル。：永久元年十月比落書アリ。醍醐ニ勝覚僧都ノ童千手丸ト云者アリ。「人ノ語ニヨテ、君ヲヲカシ奉セムトテ、常ニ内裏ニタ、ズミテ候也」トゾ申タル。：（『頼政記』五三、五二四頁）
- 各本の①の記事は、白河院が、輔仁の忘れ形見有仁の元服と源氏賜姓を行い、さらに有仁に、破格の無位から、一度に三位の叙位を行ったとする記事。四部本も同様の記事を記すが、その中で注目されるのが、実線部だろう。そうした有仁への破格の待遇は、白河院が、輔仁の愁いを休め、後三条院の遺言を恐れたためだといふのである。前々項にも指摘したように、後三条院の遺言を恐れて、宮の立太子を遂巡する白河院像は、延慶本を越えた『平家物語』に通底する人物像であったと言えよう。

次の②は、いわゆる安和の変について記したものの。冷泉院の治世能力に疑問を持った橘敏延や僧連茂・千晴などが、私欲にも駆られ、左大臣高明の賀式部卿の宮を即位させようとしたものの、多田満仲の裏

切りに遭い、首謀者等は逮捕されたというもの。この②の記事は、前後の輔仁関連記事を断ち切る形で挿入されていることや、②の話自体の意図がつかみにくいことから、②の記事を欠く『頼政記』に原態を見ることも可能かも知れない。

しかし、延慶本の④の実線部によれば、②と③の記事の当初の意図は、②では、橘敏延や僧連茂・千晴等が、③では、千寿丸や仁寛阿闍梨という「非職ノ輩」が、「オホケナキ事ヲ思企」てたとして、批判的に描くことにはあたらないか。

一方、盛衰記の場合、延慶本の④に該当するのが、盛衰記の④の記事である。ここで、盛衰記が注目するのは、③に記された記事で、為房の進言により、縁者の沙汰がなかったことを特記する。これ以前に、八条院のもとに匿われていた以仁王の宮が六波羅に連行された旨の記事があったが、この④の記事は、この後の、「六条殿ト申女房ノ御腹」の「法皇ノ皇子」の消息記事にも繋がる。

このように、盛衰記の④の記事には、延慶本に見たような、②と③の記事とを結びつけるような機能は与えられていない。やはり、盛衰記には、延慶本に見たような記事からの改変があると見て良からう。その盛衰記の記事を、さらに整理した形が、『頼政記』と考えられよう。なお、③の記事の内、波線部の記事が、延慶本の場合、唐突に始まると言えよう。ここは、盛衰記の③の二重傍線部のような記事があるべきところであろう。一方、『頼政記』も、盛衰記の③の二重傍線部の記事を持たないが、「醍醐ニ勝覚僧都ノ童千手丸ト云者アリ」と言うように、延慶本の記事を一部改変することにより、延慶本に見たような唐突感を幾分和らげることに成功しているとは言えよう。

最後に、源三位頼政の歌徳説話に見られる問題を検討しよう。

・①抑源三位頼政ト申ハ、撰津守頼光ニ五代、三河守頼綱ノ孫、兵庫守仲政ガ子ナリ。②保元ノ合戦ニ御方ニテ先ヲ懸タリシカドモ、サセル賞ニモ不預^ヲ。又平治ノ逆乱ニモ、親類ヲ捨テ参ジタリシカドモ、恩賞是疎也。大内守護ニテ年久ク有シカ共、昇殿ヲモ許サレズ。年闌ケ齡傾テ後、述懐ノ和歌一首詠テコソ、昇殿ヲバ許サレケレ。(延慶本八六〇〜八六ウ)

・①彼入道ト申ハ、清和帝ノ第六皇子貞純親王ノ二代ノ苗裔、多田新発満仲ガ子、撰津守頼光ガ三代ノ後胤、参河守頼綱ガ孫、兵庫頭仲正ガ子也。②保元ノ合戦ノ時、御方ニテ一方ノ先陣ヲ賜リ、凶徒ヲ退タリケレト共、指ル勲功ノ賞ニモ不預、怨ヲ含ナガラ大内ノ守護シテ年久ク成、地下ニノミシテ殿上ヲユリサリケレバ。(盛衰記四九九頁)

・①彼三位入道ハ、清和帝ノ第六ノ皇子貞純親王ノ三代ノ後胤、美河守頼綱ガ孫、兵庫頭仲正ガ子也。②保元合戦之時、御方ニテ一方ノ先陣ヲ給リ、凶徒ヲ退テタリケレドモ、サセル勲功賞ニモ不預。又平治逆乱ノ時モ、親類ヲ奇テ御方ヘ参タリシカドモ、恩賞疎ナリシカバ、怨ヲ含テアリシホドニ、大内ノ守護シテ年久クナリシカドモ、殿上ヲユルサレザリケレバ、年タケ齡傾テ後、二条院ノ行幸アリケル夜、月ノ明カナリケルニ、述懐ノ和歌一首任テソ、殿上ヲバ被免タリケル(『頼政記』五二四頁)

先ず、①の頼政の系譜記事の内、『頼政記』の記事には明らかな脱落がある。貞純から頼政までの系図を示せば、貞純―経基―満仲―頼光―頼国―頼綱―仲政―頼政となる。とすれば、『頼政記』には、

盛衰記の①に付した実線部分が、「三代ノ」の目移りのため（盛衰記の「二代ノ」は、『頼政記』の「三代ノ」が正しい）脱落したと考えられる。

今一つ、②の部分からは、『頼政記』の本文が、盛衰記の本文に、延慶本本文を取り込む形でできていることが分かる。すなわち、『頼政記』の本文の内、波線部が延慶本に一致する本文、鎖線部が盛衰記に一致する本文である。

以上からしても、『頼政記』の成立は、延慶本や盛衰記よりも下ると考えるべきだろう。

四 まとめ

本稿では、先ず初めに、『頼政記』は、基本的には盛衰記に一番近く、部分的に延慶本に近いことを確認した上で、『頼政記』と盛衰記・延慶本との関係を検討した。

それによれば、『頼政記』に相対的な古態を指摘できる箇所がいくつかあるものの、それらは、延慶本と比較した場合、盛衰記と共に相対的な古態を留めるものであったり、『頼政記』が、延慶本の本文を取り込んだため、結果として盛衰記より古態本文を保持している箇所であり、『頼政記』が、盛衰記を遡る段階で明白に成立したことを示す箇所は見いだせなかった。

に対して、『頼政記』が、盛衰記に延慶本本文を取り込んで形成されたことを示す箇所は、今回指摘したように、多数にのぼる。あるいは、『頼政記』が、盛衰記本文を改変、あるいは整理して形成された

ことを示す箇所も指摘した。

以上からすれば、『頼政記』の成立を盛衰記より遡らせることはできないと考えられる。本稿の冒頭では、『頼政記』が、盛衰記以前の形態を留めるともされる平家物語「長門切」の成立を考える貴重な資料の一つとなりうるかもしれないと考えたが、その可能性はなからう。故に、長門切と盛衰記との関係は、依前として不明なままである。

(注)

- (1) 高橋伸幸「内閣文庫所蔵増補系平家物語零本に就きての研究〈本文篇〉」（札幌大学教養部・札幌大学女子短期大学部紀要一九、一九八一・九）
- (2) 本文は、『源平盛衰記慶長古活字版（一〜六）』（勉誠社一九七七〜一九七八）による。濁点・括弧・句読点を補った。
- (3) 本文は、松尾章江「資料2 国立公文書館内閣文庫蔵『頼政記』」（『軍記物語論究』若草書房一九九六・六）による。濁点・括弧・句読点を補った。なお、同書には、『頼政記』の他に、長門切等も扱った論「読み本系断簡の本文」もあり、参考となる。
- (4) 本文は、『延慶本平家物語（一〜六）』（汲古書院一九八二〜一九八三）による。濁点・括弧・句読点を補った。
- (5) 本文は、『四部合戦状本平家物語評釈 巻四』（私家版。早川厚一・佐伯真一・生形貴重共著一九八七・12）による。
- (6) 注5に引く評釈（二二〇頁）参照。
- (7) 注5に引く評釈（二二三頁）参照。
- (8) 四部本・延慶本・盛衰記は、この後に、〈延〉「又ハ還俗ノ宮トモ申ケリ」とする。三本に見られることから、『頼政記』が脱落させたのだろう。
- (9) 四部本・『頼政記』は、詳細な前中書王語を欠くが、この後の「後三条院

ノ宮事」(延慶本)を、四部本・延慶本・盛衰記・『頼政記』は詳細に記すように、以仁王批判の例証として、両話は、共に必要とされた話であろう。それを、四部本・『頼政記』は、「後三条院ノ宮事」は残し、前中書王の話は、略述したのだろう。注5に引く評釈の生形貴重考察(二二七頁)、語釈「輔仁親王」(二二二頁)参照。

(10) 盛衰記の「太子ニ立セ給ベカリシカ共」の後には、延慶本に見るような、「其沙汰無テワタラセ給シカドモ」などが脱落しているか。

(11) 『皇年代略記』に、「応徳三年十一月廿六日庚辰、受禪へ八、於堀河院、今日先立太子、十二月十九日癸卯、即位へ大極殿」とあるように、受禪当日、「先」に立太子を行ったことが分かる。このように、立太子を経ずに即位することとはあり得ない。(曾我良成氏ご教示)

(本稿は、二〇〇八年度名古屋学院大学研究奨励金による成果の一つである)